

雇用関係を確認するための書類について

行橋市役所契約検査課

市では、建設工事の適正な施工を確保するため、入札に参加しようとする建設業者については、当該工事現場に配置を予定している現場代理人、主任技術者および監理技術者（以下「主任技術者等」という）との間に継続的かつ恒常的な雇用関係があることを入札参加の条件として取り扱っています。

1.継続的な雇用関係とは

(1) 直接的雇用関係であること

主任技術者等との間に第三者の介入する余地のない権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することを意味し、派遣社員については、直接的雇用関係とはいえません。

(2) 3か月以上の雇用関係があること

主任技術者および監理技術者は、入札日(事後審査型一般競争入札による場合は申請日)以前3か月以上の雇用関係があることが必要です。なお、現場代理人については期間の定めはありません。

2.雇用関係の確認書類（次のうち、いずれかの写し）

「主任（監理）技術者選任通知書」、「現場代理人選任通知書」提出時に下記のうちいずれかの書類を添付していただきます。

- ・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ・監理技術者資格者証（会社名が記載されているもの）

※上記の書類を提出できない正当な理由がある場合に限り、以下の書類を**複数**提出することで雇用の確認を証明することができます。

- ・技術職員名簿（経営事項審査申請書類）
- ・国家資格者等及び監理技術者一覧表（建設業許可申請書類）
- ・所得税源泉徴収簿
- ・前年の源泉徴収票（受給者交付用・事業者の印が確認できるもの）
- ・登記簿の役員名簿欄
- ・賃金台帳及び出勤簿
- ・確定申告時に専業専従者として申告し、税務署の受付がされている申告書の控え

（参考）

主任技術者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請に関わらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければなりません（①1級、2級資格者②実務経験者）。

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を置かなければなりません（1級資格者等）。